

資格★合格クレアル

第54回 令和4年度

社会保険労務士試験

解答速報

【選択式】

労働基準法・労働安全衛生法

	解答	入る語句	根拠条文等
A	②	8月31日	労基法20条1項
B	⑨	他の不当な動機・目的をもって	最判昭和61年7月14日東亜ペイント事件
C	⑦	甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものである	同上
D	⑳	労働者の作業内容を変更したとき	安衛法59条2項
E	⑥	快適な職場環境の実現	安衛法3条

社会保険に関する一般常識

	解答	入る語句	根拠条文等
A	⑨	61.0	令和元年度国民医療費の概況
B	⑬	配偶者	確定拠出年金法41条
C	④	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	児童手当法18条2項
D	⑰	身体上又は精神上の障害	介護保険法7条1項
E	②	6か月	介護保険則2条

労働者災害補償保険法

	解答	入る語句	根拠条文等
A	②	9	労災則14条3項
B	⑦	290	労災則14条5項
C	⑬	労働者	最判平成24年2月24日 広島中央労基署長（労災特別加入）事件
D	⑱	労働者を使用するものがあること	同上
E	⑨	営業等の事業に係る業務	同上

健康保険法

	解答	入る語句	根拠条文等
A	⑮	88,000円以上	健康保険法3条1項
B	⑪	200以上	平成20年厚労告98号、平成24年厚労告156号
C	⑩	180日	同上
D	③	10	健保則2条
E	⑰	厚生労働大臣	同上

雇用保険法

	解答	入る語句	根拠条文等
A	①	最後の完全な6賃金月	行政手引50601ほか
B	④	雇用保険被保険者離職票	雇用則19条ほか
C	④	2,061円	雇用法17条4項ほか
D	③	令和3年8月31日	雇用法60条の2第1項・2項ほか
E	③	4,000円を超えない	雇用法60条の2第3項、雇用則101条の2

厚生年金保険法

	解答	入る語句	根拠条文等
A	⑤	開始した日の属する月	厚年法81条の2の2第1項
B	⑯	終了する日の翌日が属する月の前月	同上
C	⑬	W	厚年法66条、国年法41条2項
D	⑨	月額2万円	法附則11条1項
E	④	65歳に達する日の前日	厚年法47条の2

労務管理その他労働に関する一般常識

	解答	入る語句	根拠条文等
A	②	2.3	障害者雇用促進令9条
B	⑥	100人超	障害者雇用促進法附則4条
C	⑰	ジョブコーチ	障害者雇用促進法22条ほか
D	⑪	継続が期待されていた	最判昭和61年12月4日日立メデイコ事件
E	⑮	従前の労働契約が更新された	同上

国民年金法

	解答	入る語句	根拠条文等
A	⑪	その障害の状態に該当しない間	国年法36条2項
B	④	4分の3	国年法50条
C	⑮	福祉を増進する	国年法128条2項
D	⑰	理解を増進させ、及びその信頼を向上させる	国年法14条の5
E	⑳	分かりやすい形で通知	同上

※8/28(日)14:00現在の解答です。今後、変更する場合がありますので、最新の解答は当校Webサイトをご覧ください。

※この解答はクレアルが作成したものです。無断複写・複製を禁じます。

資格★合格クレアル

クレアル本館

TEL 0570-01-1153

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-1-17 ハヤシビル

<https://www.crear-ac.co.jp/sharoshi>

クレアル社労士

検索